

福島県
教育新聞

発行人 福島県教職員組合
発行所

福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 角田政志
e-mail : tsukyoso@poplar.ocn.ne.jp
<http://www.f-t-u.or.jp>
(この購読料は組合費に含まれています。)

「原子炉を運転してはならない」 〔主文より〕

高浜原発3・4号機再稼働差止め仮処分申請

仮処分
決定！

子どもたちの未来に負の遺産は残さない

今回の決定の「理由」の中で、裁判長は「使用済み核燃料は我が国の中存続に関わるほどの被害を及ぼす可能性がある」と言い切り、「原子炉施設の周辺住民の生命、身体に重大な危害を及ぼす等の深刻な災害が万が一にも起こらないようにするため」に、今以上の安全基準を設け、十分な審査を行うことが必要だと言っています。だから、万が一の事態に備え、判決に先立ち、即時効力を發揮する「仮処分」を決定したのです。1年前に、大飯原発判決の中で、原発稼働が「人格権」侵害にあたることを明らかにしています。それに続く画期的な決定です。

「廃炉」の技術も確立できていない今、いわゆる「核のゴミ」がまた増えていくような「原発再稼働」は許されません。「負の遺産」を子どもたちに残してはなりません。子どもたちの未来のためにも、引き続き、脱原発の取り組みを強化ていきましょう。

川内原発は差し止め申請「却下」！ 鹿児島地裁(4月22日)

平和な社会を残す！
これも私たちの子どもたちに対する責任です

安倍政権は、「戦争ができる国」づくりに向けて暴走しています。「戦争」という言葉を「平和」に置き換えて、「国際平和支援法」とか「国際平和対処事態」という表現を使い、いかにも「平和」を志向するような印象を与えようとしています。言葉にごまかされてはなりません。

県教組では、署名活動にあたりポケットティッシュを作成しました。未組合員の方、街頭署名では「選挙権」を持つようになる高校生にも、ポケットティッシュを使いながら署名に協力をしてもらうようにします。「再び戦場に教え子を送るな！」の思いを運動につなげましょう。

4月14日付 福島民報一面より



本号の「入稿」の日であるため、内容についての詳細は触れられません。後日、高浜の内容とともに「号外」でお知らせいたします。

1人10筆を目標（ご家族・親戚の協力も）
「戦争をさせない全国署名」
に取り組みます！



全国学力テスト実施(4月21日)

◆実施上の問題点

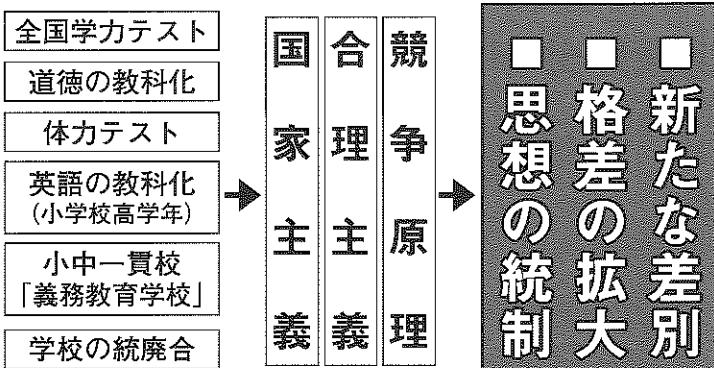
(子どもや教職員、学校の現状・負担等)

◆結果の取り扱いについて

(結果公表の動向、公表に対する教委・校長交渉等)

◆その他 (意見・要望、PTA協議会等との意見交換等)

～報告用紙～まだ届いていない分会にも、後日支部より届きます。調査の結果は、日教組に集約し、問題点等についての文科省協議でいかすとともに、また、今後の県教委、地教委交渉にもいかしていきます。



決してなじまない考えが基本となっています。これらの数々の施策は、新たな差別、格差の拡大、思想の統制などにつながるものです。

…私たちは、個性や人権が尊重され、互いに助け合い、認め合いながら、子どもたちや教職員が、のびのびと学習や教育に取り組むことができる学校を目指していくことを、ここに表明します。

(福島県教組「『全国学力・学習実態調査』結果についての見解」より ~2013年10月5日)

**「ゆたかな学び」
を求めて**
子どもや地域に寄り添った
実践にもとづいて
県教研分科会推進委員会
柴宮小学校 4月26日

あり、「ゆたかな学び」につながるとも感じています。子どもたちを取り巻く社会の現状を認識し、保護者や地域の方々の声に真摯に向き合い、子どもたちに寄り添いながら、「ゆたかな学び」を学校現場で実現できるよう、教育実践を積み上げていきましょう。

2月に山梨県で行われた全国教研参加者による基調報告をもとに、10月開催予定の県教研に向けた研究・実践の柱立てを行いました。詳細については、「県教研 特集号」で報告いたします。教育現場で実際に子どもたちに相対している私たちの日々の実践こそが、本当の意味での「学び」を見つける糧になります。その「学び」の結果は、決して「テスト」ではかれるものではありません。卒業して何年もしてから子どもたちから感謝の言葉をもらったり、たくましく成長した姿を見たりしたことを、私たちは何度も経験しています。数値ではかれない、即時的な効果があらわれにくい「学び」があることを実感しています。そういう「学び」こそが、本来の「学び」で

教職員共済ライフサポートカレンダー

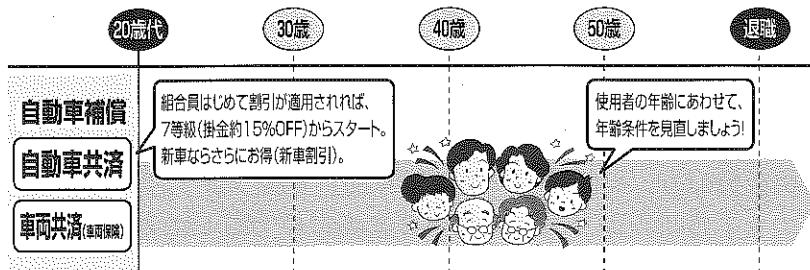
教職員共済は、在職中はもちろん、退職後にいたるまで皆さまの生活をサポートしてまいります。ご家族構成やライフプランにあわせて必要な保障をお選びください。

厚生労働省認可

**教職員共済生活協同組合
福島県事業所**

〒960-8534 福島市上浜町10-38
TEL 024-523-3011

つなぐ未来へ
50th Anniversary



各専門部始動!

合われました。また、東北ブロックとしても、すでに、青年部長会(4/5)、女性部長会(4/12)が開催されました。また、県教組特別委員会である「教育課程編成推進委員会」の事務局会も4/18に開催され、今年度の主な計画等について協議をしました。以下は、各専門部の総会や大会等の日程です。同じ立場にあり、おそらく同じ課題を持っているはずです。「交流」も含めて、積極的な参加をお願いします。ない、障がい児教育部の学習会は、特別支援学校・学級担任等以外の教職員も参加大歓迎です。

女性部定期大会	6/14(日)	男女共生センター
養護教員部定期総会	6/20(土)	浅香荘
障がい児教育部総会・学習会	6/20(土)	県教育会館
栄養教職員部総会	6/27(土)	*未定
青年部定期大会	6/28(日)	浅香荘
事務職員部定期大会	6/6(土)	郡山教組会館
臨時採用教職員部定期総会・学習会	7/4(土)~5(日)	浅香荘

大会・総会の前には、各専門部の常任委員会も開催されます。常任委員のみなさま、お忙しい中での参加となります。よろしくお願いいたします。

青年部はさらに…

県教組定期大会の議案審議は、4月21日の中央執行委員会で行われました。各組合員にはゴールデンウィーク明けに届く予定です。女性部についても、5月9日の常任委員会で議案審議が行われます。今後、それぞれの大会の代議員選挙、または選出が行われます。ぜひ参加してみませんか。

沖縄平和行進(5/15~17)、初任研宿泊研修傍聴行動(5/26~28)への参加を、各支部の青年部長や常任委員に呼びかけているところです。「年休」を行使しての参加になりますが、絶対に得るものがあります。ご都合がつく方は、ぜひ参加をお願いいたします。

**福島県教職員組合
第91回定期大会
2015年5月30日(土)開催
29日(金)には前段会議**

定年まで残り数年。迷いがあります。退職してすぐ年金がもらえるわけではありませんので、生活のことを考えれば定年までは勤めたい。でも体は悲鳴を上げています。教科書の字は見えないし、パソコン画面は疲れる。鉄棒や跳び箱はもう命がけ。四〇代はこんなじやなかつたのに…。体だけではありません。気持ちの面でも目一杯です。気持ち的に子供の教育に関して共通して持っていたはずの部分が、ずいぶんと小さくなってしまつた気がします。そもそも一緒に話し合える時間が少なくなってしまいました。私も自分のことで精一杯で、職員室で声をかけるのをためらいます。二〇年前はこんなではなかった気がします。まさに「息が詰まる」つて感じです。口一ト（死語？）な私が受けもつ子どもたちもか

「年を重ねて」

「年を重ねて」

わいそうな気がします。なさんも、若々しい元気ながします。ゴメンナサイネ。でもね、年を重ねてきたので、「経験値（智）」は高いんです。私の教室は毎日が「異世代間交流」です。

ROE

子ども叱るな　来た道だ
もの　年寄り笑うな　行く道
く道だもの　一人旅
来た道　行く道　二人旅
これから通る　今日の道
通り直しえぬ道

「学力テスト」に力を入れて、大事なものを見失わないこと！道徳の時間よりも細かいデータよりも子どもの顔を見ている時間を長くしよう！保護者は「我が子」の親、教師は担任、違う教師の後ろ姿が大事！

「自分への叱咤！」

最後に。通り直しのできる道をいつか来た道にはしだくない。「この道しかない」つてバカですか。この子たちは、自分たちで道を切り開いていく力を持つてありますよ。

募集を開始！

今年度で4年目となる事業です。県教組単独のものとしては、「55リフレッシュ事業」もあり、そちらは、対象となる方に対して、宿泊無料券を送付いたします。どちらの事業も、有効にご活用ください。

福島県教職員組合奨学金募集要綱

1. 目的

組合員の相互扶助の考え方に基づき、組合員の子どもの教育支援を目的とする。

2. 申込資格

(1) 次の対象となる組合員の子どもであること。

ただし、「加入」とは組合費が納入されている状態をいう。

- ① 正規組合員で、加入後継続して3年以上加入している者。
 - ② 正規組合員で、加入期間が総計3年以上の者。
 - ③ 特別組合員で、正規組合員であった期間が3年以上の者。
 - ④ 臨時採用者の組合員で、福島県教組での加入期間が総計3年以上あった者。
 - ⑤ その他、中央執行委員会で必要と認めた者。
- (2) 奨学金を給付する学生（以下奨学生という）は、上記（1）の組合員の子どもであって、大学院、国公私立大学、短期大学、高等専門学校および専修学校専門課程（以下学校という）に在学し、何らかの奨学金の貸与・給付を受けている者、または、年間10万円以上の何らかの教育貸付を受けている（または返済している）者に限る。ただし、高等専門学校については、第4学年以上（18歳以上）の在学生に限るものとする。

3. 給付金額

就学期間1年につき5万円とし、奨学生一人20万円を限度として給付する。

4. 申請手続き

(1) 申請時に必要な書類

- ① 奨学生申請書(別紙)
- ② 在学証明書
- ③ 当該年度に他の機関より奨学金を貸与もしくは給付を受けていることを証明するもの、または教育貸付を受けていることを証明するもの。
- ④ その他必要と認める書類

(2) 申請期間

毎年4月から7月末まで（年度ごとに申請が必要）

5. 奨学金の給付の決定

福島県教職員組合の中央執行委員会で決定し、本人に通知する。

6. 奨学金の給付方法

保護者（組合員）または奨学生名義の労金口座に振り込むこととする。振り込まれたことを確認したら、すみやかに奨学金受領書を提出すること。